



茨城県報 第 6 8 1 号

平成 7 年 9 月 4 日
月 曜 日

目 次

告 示	ページ
●保安林の指定の解除 (林業課)	1
●土地収用法による事業の認定 (用地課)	1
●道路の区域の変更 (7 件) (道路維持課)	2
●道路の供用の開始 (3 件) (")	5
公 告	
●公共測量の実施 (用地課)	6
●開発行為の工事完了 (7 件) (建築指導課)	7
●道路の位置の指定 (2 件) (")	8
正 誤	
●平成 7 年 8 月 3 日付け茨城県報第 672 号中	8

告 示

茨城県告示第 1010 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 26 条第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 7 年 9 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 解除をする保安林の所在場所
鹿嶋市大字平井字海岸 1 の 389
- 2 指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

茨城県告示第 1011 号

土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) 第 20 条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 7 年 9 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 千代田町
 2 事業の種類 (仮称)ふれあいセンター「集楽館」整備事業
 3 起 業 地
 (1) 収用の部分
 茨城県新治郡千代田町下稲吉字大塚地内
 (2) 使用の部分 なし
 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
 千代田町役場

~~~~~

茨城県告示第1012号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 水戸茂木線  
 3 道路の区域

| 区 間                            | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>メートル                          | 延 長<br>メートル    | 摘 要    |
|--------------------------------|------|----------------------------------------|----------------|--------|
| 東茨城郡常北町大字上入野字鷹田<br>4731番地先から   | 旧    | 最大 12.8<br>最小 3.7                      | 384            |        |
| 東茨城郡常北町大字上入野字表前<br>889番1地先まで   | 新    | 最大 35.0<br>最小 7.0                      | 379            | 現道拡幅   |
| 東茨城郡常北町大字上入野字表前<br>889番1地先から   | 旧    | 最大 7.4<br>最小 3.4                       | 1,687          |        |
| 東茨城郡常北町大字上入野字北山<br>2818番1地先まで  | 新    | 最大 7.4<br>最小 3.4<br>最大 48.0<br>最小 11.3 | 1,687<br>1,720 | バイパス新設 |
| 東茨城郡常北町大字上入野字北山<br>2818番1地先から  | 旧    | 最大 22.3<br>最小 4.0                      | 357            |        |
| 東茨城郡常北町大字上入野字洞ノ上<br>3451番3地先まで | 新    | 最大 43.0<br>最小 10.2                     | 323            | 現道拡幅   |

~~~~~

茨城県告示第1013号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
笠間市大字片庭字谷原1224番4地先から	旧	最大 15.0	160	
		最小 9.8		
笠間市大字箱田字根廻り 1854番1地先まで	新	最大 16.8 最小 11.3	160	歩道新設

茨城県告示第1014号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
笠間市大字箱田字根廻り1855番1地先から	旧	最大 13.5	162	
		最小 10.0		
笠間市大字箱田字本郷1824番1地先まで	新	最大 14.1 最小 11.6	162	歩道新設

茨城県告示第1015号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸勝田那珂湊線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市大字枝川字仲宿 1794番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 19.2 最小 2.6	338	
ひたちなか市大字枝川字笹目田 1462番6地先まで	新	最大 19.2 最小 2.6	338	バイパス の新設
		最大 48.1 最小 14.3	202	
ひたちなか市大字枝川字笹目田 1462番6地先から	旧	最大 14.8 最小 2.7	329	
ひたちなか市大字枝川字六所 1584番5地先まで	新	最大 25.6 最小 12.6	329	現道拡幅

茨城県告示第1016号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 猿島水海道線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
猿島郡猿島町大字沓掛字三井3915番5から	旧	メートル	メートル	
		最大 10.5 最小 5.3	2,990	
猿島郡猿島町大字内野山字柿沢 1054番1まで	新	最大 10.5 最小 5.3	2,990	バイパス新設
		最大 46.0 最小 15.0	3,310	

茨城県告示第1017号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 阿波山徳蔵線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡桂村大字阿波山字出し 945番1地先から 東茨城郡桂村大字錫高野字芝立 1994番1地先まで	旧	メートル 最大 37.1 最小 4.9	メートル 5,373	
		最大 37.1 最小 4.9	5,373	
東茨城郡桂村大字阿波山字宮脇 1135番1地先から 東茨城郡桂村大字孫根字松下 2333番地先まで 東茨城郡桂村大字孫根字杉田 1981番2地先から 東茨城郡桂村大字錫高野字芝立 1994番1地先まで	新	最大 66.0 最小 5.0	2,220	バイパス新設
		最大 93.0 最小 11.0	1,540	
東茨城郡桂村大字錫高野字芝立 1994番1地先から 東茨城郡桂村大字錫高野字槁壁 1902番1地先まで	旧 新	最大 11.7 最小 4.9	197	現道拡幅
		最大 26.5 最小 11.6	197	

茨城県告示第1018号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 349号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市金町1丁目410番地先から 水戸市青柳町3672番1地先まで	旧 新	メートル 最大 31.2 最小 26.0	メートル 2,518	新万代橋開通による区域変更
		最大 79.0 最小 26.0	2,518	

茨城県告示第1019号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 阿波山徳蔵線
 2 供用開始の区間 東茨城郡桂村大字阿波山字宮脇1135番1地先から
 東茨城郡桂村大字孫根字松下2333番地先まで
 3 供用開始の期日 平成7年9月4日

~~~~~

茨城県告示第1020号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。  
 平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 349号線  
 2 供用開始の区間 水戸市金町1丁目410番地先から  
 水戸市青柳町3672番1地先まで  
 3 供用開始の期日 平成7年9月6日

~~~~~

茨城県告示第1021号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、平成7年9月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。
 平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 子生茨城線	鹿島郡旭村大字鹿田字舞台321番1地先から 鹿島郡旭村大字鹿田字藤沼330番1地先まで	平成7年9月4日
県道 子生茨城線	鹿島郡旭村大字鹿田字山谷原353番地先から 鹿島郡旭村大字鹿田字広町373番1地先まで	同 上

~~~~~

公 告

◎公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法14条第3項の規定により公示する。

平成7年9月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 測 量 機 関 常陸太田市  
 2 作業の種類 公共測量（空中写真測量）  
 3 作業期間 平成7年6月1日から平成9年3月22日まで  
 4 作業地域 常陸太田市全域
- ~~~~~

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 7 年 9 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町土合西一丁目10000番131

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都中央区日本橋小舟町 8 番 6 号

旭友不動産株式会社

代表取締役 畠 山 敬四郎

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市旭町 2 丁目2040番 9, 同番16, 同番17, 同番20, 同番41, 2157番 1, 2165番, 2166番, 2167番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字西牛谷610番地の 8

トヨタビスタ西茨城株式会社

代表取締役 白 戸 仲 久

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字宮久保687番 4, 692番 2, 693番, 694番 2, 695番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町459番地

株式会社 関根建設

代表取締役 関 根 キ ヨ

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字今宿字並木下1250番 1

## 2 事業主の住所及び氏名

真壁郡関城町大字藤ヶ谷1615番地の 7

久保野谷 正之

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡神栖町大字木崎字二本松1351番 1, 同番 2, 同番 4, 同番 5, 2406番223, 同番224, 大字木崎字新扇 289番

## 2 事業主の住所及び氏名

鹿島郡神栖町大野原 1 丁目14番15号

有限会社 平成物産

代表取締役 伊 藤 和 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字西牛谷字宮廻391番 5, 395番 1, 同番 4

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡総和町大字西牛谷610番地の 8

トヨタビスタ西茨城株式会社

代表取締役 白 戸 仲 久



1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡総和町大字上辺見字鹿養大道北397番 1, 同番 5, 同番 6, 同番 7, 同番 9, 同番10, 同番11, 同番12

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡三和町仁連1921番地の 4

サンワ設計株式会社

代表取締役 森 誠



◎道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成 7 年 9 月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号            | 指定年月日           | 申 請 者                          |                       | 道路の位置                   | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|-----------------|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------|---------------|
|                 |                 | 氏 名                            | 住 所                   |                         | 幅 員          | 延 長           |
| 鹿総建指指令<br>第173号 | 平成 7 年 8 月 23 日 | 浜内興産<br>株式会社<br>代表取締役<br>浜内 博之 | 鹿島郡大洋村大字<br>上沢 9 番地 1 | 鹿島郡銚田町大字<br>柏熊字鳥山928番12 | メートル<br>6.20 | メートル<br>44.95 |



| 指定番号            | 指定年月日           | 申 請 者                          |                          | 道路の位置                   | 道路幅員及び延長     |                |
|-----------------|-----------------|--------------------------------|--------------------------|-------------------------|--------------|----------------|
|                 |                 | 氏 名                            | 住 所                      |                         | 幅 員          | 延 長            |
| 鹿総建指指令<br>第175号 | 平成 7 年 8 月 25 日 | 株式会社<br>大正恒産<br>代表取締役<br>出頭 正明 | 鹿島郡銚田町大字<br>畑田1213番地の103 | 鹿島郡大洋村中井字<br>君ヶ枝1143番 7 | メートル<br>4.20 | メートル<br>147.80 |

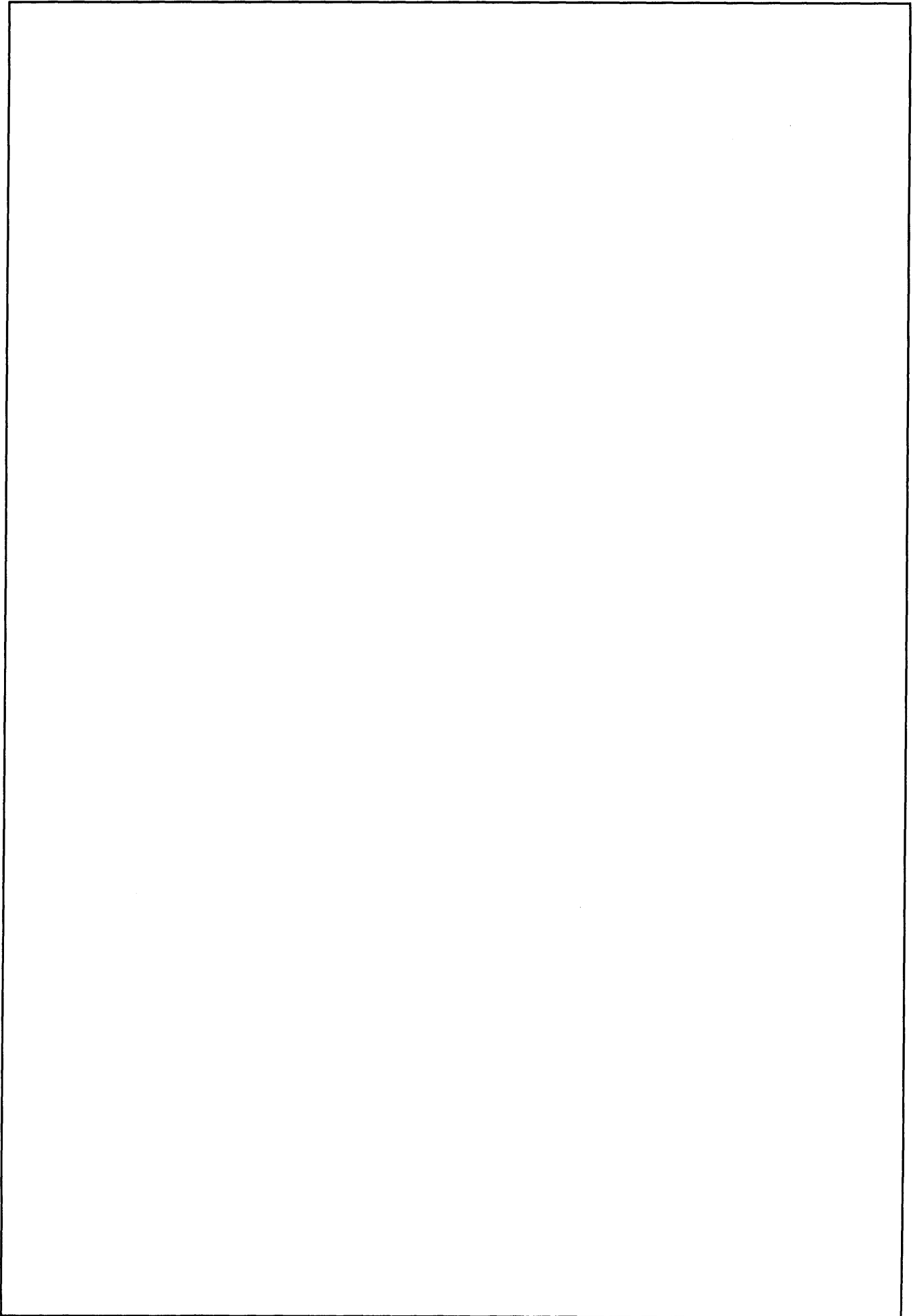


**正 誤**

平成 7 年 8 月 3 日付け茨城県報第672号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤       | 正      |
|-----|-------|---------|--------|
| 5   | 上から21 | 海老原溜池地区 | 海老原溜地区 |





毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)